

# 那賀町工業用水道事業経営戦略

(令和8年度～令和11年度)

改訂版

令和8年3月  
にぎわい推進課

## 那賀町 工業用水道事業経営戦略

団 体 名 : 那賀町

事 業 名 : 工業用水道事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 11 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 給水

供用開始年月日	平成 5年 4月	契約水量	2440 m <sup>3</sup> /日
給水先事業所数	2 社	一日平均配水量	239 m <sup>3</sup>

## ② 施設

水 源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input type="checkbox"/> 伏流水, <input checked="" type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 湖沼水, <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)		
施 設 数	浄水場設置数	0	管 路 延 長 4420 m
	配水池設置数	0	
現在配水能力	2440 m <sup>3</sup> /日	計画配水能力	2440 m <sup>3</sup> /日

## ③ 料金

料金体系の概要・考え方	<p>本町では、料金について那賀町工業用水道事業給水条例第17条に定めており、使用料は次により算定した額に消費税を加えた料金を1ヶ月ごとに使用者から徴収しております。</p> <p>(1) 基本料金 1立方メートルにつき 32円 (2) 超過料金 超過使用水量1立方メートルにつき 64円</p> <p>そのため、現在給水料金は毎月2,612,426円(税込)を給水先事業所から徴収しております。なお、基本料金の額の算定方法については、使用者が1日の間において基本使用水量の全部又は一部を使用しなかった場合においても、これを使用したものとみなす責任使用水量制を適用しています。また、超過料金につきましては、1日の契約水量2,440m<sup>3</sup>/日を超過した水量に適用されます。現行の料金体系は事業開始当初から継続して運用しており、給水先事業所の事業活動に配慮しつつ、安定的な給水事業の継続を図る観点から、引き続き経営の効率化を基本とした事業運営に取り組みます。</p> <p>老朽化に伴う施設更新費用の増加が見込まれる中においても、計画的な設備更新、維持管理手法の見直し、運転管理の高度化等を通じて、財政負担の平準化と事業運営の柔軟性の確保を図り、持続可能な経営に努めます。</p>
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	供給開始以来、料金改定は実施しておりません。

## ④ 組織

那賀町では、給水開始当初から工業用水道事業の専任の職員配置はなく、経営・施設の維持に係る全ての業務について、商工・観光に関する業務を行っているにぎわい推進課が所管しております。令和7年4月1日時点で計4名の職員が在籍しており、課の構成は以下の通りです。



※令和8年3月現在

## (2) これまでの主な経営健全化の取組

本事業は、事業開始当初から責任使用水量制を採用することで安定した収入を確保しており、また工業用水道事業に専任の職員配置を行わないことで、人件費の節減に努めています。一方、湧水や設備異常に備えて平成17年度に仁字井戸取水施設の運用を開始し、平成21年度からは百合井戸取水施設の運用を開始することで、滞りなく使用者への給水を実施しております。また、河川取水施設については、使用開始から20年以上経過し、老朽化が懸念されていたため、平成26年から令和元年の6年間で、安定した給水が行えるように設備更新を行いました。さらに取水口については、河川に導水管を埋設し取水口と連結することで、堆砂による断水の影響を緩和して取水することが可能となりました。今後は、将来発生するとされている東南海・南海地震等の大規模災害に備えて、各所と連携をとりながら安定した工業用水の供給体制を整備していく必要があります。

## (3) 経営分析

	算定式	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
料 金 収 入	—	28,499 千円	28,499 千円	28,577 千円	28,499 千円
純 損 益	—	9,404 千円	9,485 千円	9,907 千円	2,707 千円
経 常 収 支 比 率	経常収益÷経常費用×100	155 %	154 %	156 %	115 %
固 定 資 産 に 対 する 建 設 仮 勘 定 の 割 合	建設仮勘定÷固定資産×100	0.3 %	0.3 %	0.3 %	0.3 %
現 在 配 水 能 力 に 対 する 契 約 率	契約水量÷現在配水能力×100	100 %	100 %	100 %	100 %
現 在 配 水 能 力 に 対 する 施 設 利 用 率	1日平均配水量÷現在配水能力×100	15 %	14 %	12 %	10 %
料 金 回 収 率	供給単価÷給水原価×100	145 %	146 %	148 %	110 %

【上記の指標等を踏まえた経営分析】

○経常収支比率について

経常収支比率は、給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、営業費用や企業債の支払利息などの費用をどの程度賄えているかを表し、100%以上で、単年度の収支が黒字であることを示しています。当会計においては平成28年からの9年間の収支は黒字を維持しており、健全経営を続けています。

○固定資産に対する建設仮勘定の割合について

平成30年度から固定資産に対する建設仮勘定の割合が0.3%となっております。これは、百合井戸取水施設の井戸増設に係る調査に伴うもので、増設が完了後、資産となり割合は0%となります。しかし、井戸の増設については設備更新の優先度から今回の計画では検討しておりませんが、将来的には安定送水のため、増設を検討しております。

○現在配水能力に対する契約率及び施設利用率について

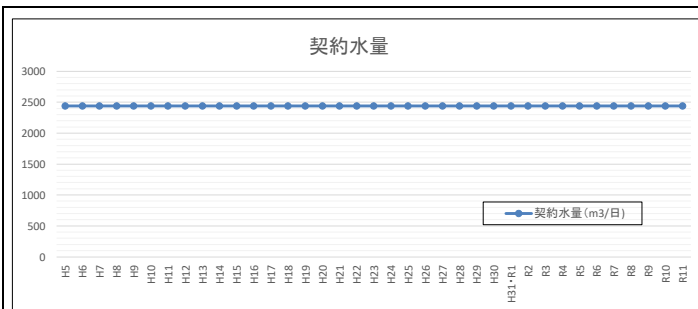
本町は配水能力に対する契約率について、運用開始時から100%を維持しており、安定した収益を確保しております。また、現在配水能力に対する施設利用率は15%を下回っていますが、この率は1日平均配水量から算出されており、那賀町工業用水は日によっては配水能力の80%以上で給水する場合もあるため、ダウンサイジングの必要性はないと考えます。

○料金回収率

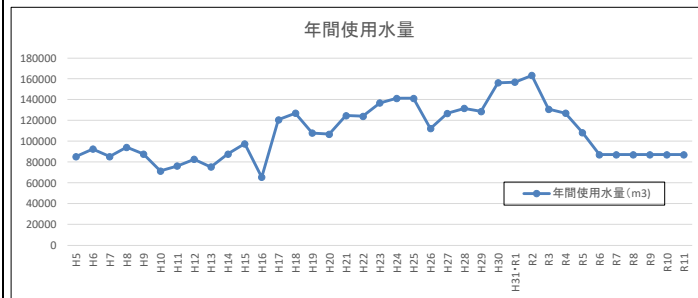
当該指標は給水に係る費用がどの程度給水収益で賄えているかを表した指標です。料金回収率が100%を下回る場合は、給水に係る費用を給水収益以外の収入で賄われていることを意味します。当会計は100%を維持しており、類似団体の平均と比較しても高い水準にあります。

2. 将来の事業環境

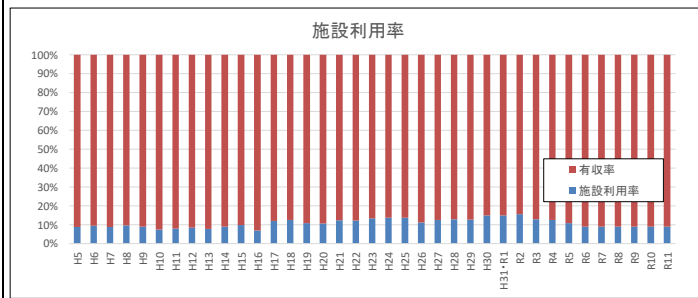
(1) 水需要の予測



那賀町工業用水事業は責任水量制を採用しており、給水先事業所2社と設備の配水能力にあたる計2,440 m3/日の給水量で契約をしています。そのため、配水能力に対する契約率は給水開始から100%を維持しており、新規事業所の立地による契約水量の増加の予定はないことから、令和7年度以降についても契約水量を現状の2,440 m3/日で横ばいしました。

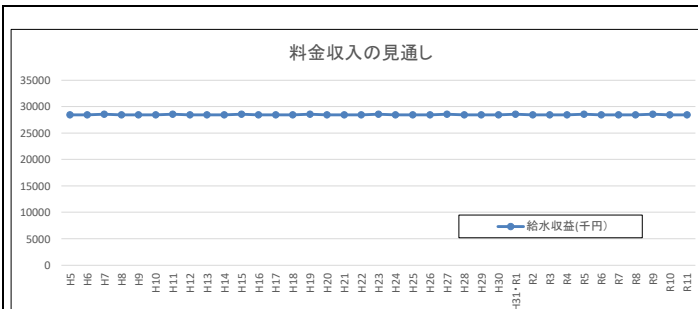


平成5年から小仁宇河川取水施設の運用を開始し、平成17年度からは仁宇地下水取水施設の運用を開始しました。このことにより、平成17年度以前と比較すると渇水による取水制限や設備修繕等による断水の影響が軽減され、平成17年度以降は給水開始時と比較すると年間30,000～60,000m3程度給水量が増加しておりました。また、平成21年度からは百合地下水取水施設の運用も開始し、渇水や設備異常の発生時のバックアップとしてより安定した工業用水の供給が行えるようになりました。今後も給水先事業者の使用量の増加に対応できるよう適切な設備管理を継続して行います。



配水能力に対する契約水量の割合(有収率)は100%となっており、その内施設利用率(契約水量に対する実給水量の割合)については10%程度となっています。この数値は類似団体よりも低い数値となっていますが、当事業は給水事業所の工場の稼働状況によっては、配水能力の80%に当たる1日2000m3以上の給水が必要となる場合もあるため、既存設備の能力を維持する必要があるため、設備のダウンサイジングは考えておりません。

(2) 料金収入の見通し



責任水量制のため、契約水量分の料金収入を見込んでいます。有収率は給水開始から100%を維持しています。給水先事業者の増加に伴う収入増の見込みはなく、また給水料金については給水先事業所に過度な負担を強いることのないよう現在の料金体系を維持したため、料金収入は横ばいの見通しとなっております。

### (3) 施設の見直し

<p>小仁宇河川取水施設</p> 	<p>小仁宇河川取水施設は平成5年より運用を開始し、平成26年度から令和元年度にかけてポンプ機械設備、電気設備及び計装設備の大規模修繕工事を実施しました。建物、構築物については平成29年度に集水管敷設工事を実施し、河川水位が低い場合や取水口に土砂が堆積した場合にも底水を取り出し送水できるよう改良しました。また、令和6年度に2号ポンプ、令和7年度に1号ポンプが故障したため、令和7年度に2号ポンプを交換し、令和8年度には1号ポンプを交換する予定です。その他建物、構築物については現在のところ異常は見られていないため、経過を注視します。送水管の更新については、国が定める法定耐用年数である40年に達していないこと、予防保全的に送水管を更新して維持管理を行うトータルコストよりも、事後保全での維持管理を行う方がコストの縮減効果が効果的であること、また万が一漏水が判明し、河川ポンプを停止しても仁宇井戸取水施設、百合井戸取水施設の2つのバックアップがあるため、給水事業所への安定供給へは直ちに支障はないことを踏まえ、今後の対応として、管路状況を注視し、事後保全での管路調査・更新を検討します。</p>
<p>仁宇井戸取水施設</p> 	<p>仁宇井戸取水施設は平成17年度より運用を開始し、他設備と比較して使用頻度が高く老朽化が懸念されていることから、運用開始から20年となる令和6年度からポンプ機械設備、電気設備の大規模修繕工事を検討しており、令和8年度より実際の工事を行う予定です。建物、構築物については建設から年数が浅く、現在のところは異常は見られていないため、小仁宇河川取水設備と同様、今後の経過を注視します。管路についても同様に、法定耐用年数の40年に達していないため、現状は事後保全での管路調査・更新を検討します。</p>
<p>百合井戸取水施設</p> 	<p>百合井戸取水施設は平成21年度より運用を開始しており、老朽化や施設の異常も現在のところ見られていないため、建物、構築物、機械及び装置について今後の劣化具合を注視し、適切な維持管理、部分補修を行いながら長寿命化を図っていきます。また管路については耐震管を使用していること、運用開始から20年以上も経過していないため老朽化等による漏水はただちには考えにくいことから管路の調査・更新は他施設と同様に事後保全での実施を検討しています。百合井戸取水施設は、取水量の不足に伴う水源の確保から、井戸の増設を検討しております。</p>

### (4) 組織の見直し

<p>現在、工業水道事業に係る全ての業務について、商工を担当している部署で行い経費削減に努めているため、工業水道事業の専属職員は配置していません。また、今後の体制についても変更はありません。当事業は専属の職員がいないことから、定期的な人事異動等により専門知識を持った職員の育成が困難であるため、職員間の事業運営や会計、設備等の専門知識の共有、継承を徹底し、工業用水の安定運営・供給に繋げていくことが今後の目標となります。</p>
--

## 3. 経営の基本方針

<p>当事業は、町内給水事業所2社(大塚製薬、大塚テクノ)の産業活動に不可欠な工業用水の安定供給に努めており、ユーザー企業の経済活動を通じて、産業の振興と雇用機会の創出等に貢献をし、社会インフラとしての重要な役割を担っています。今後も地域産業活動に必要な豊富低廉な工業用水を、将来にわたって安定的かつ継続的に供給することを基本方針とします。</p> <p>経営の基本理念として、独立採算制の原則に基づき、自主財源による経営維持に務めるよう努力し、施設及び管路の更新・修繕費用確保のため、経費節減を図り健全な経営を行い、将来の事業運営に備えた財産基盤の強化に取り組みます。また、施設の管理運営を行う上で、設備に関する技術的知識が要求されるため、担当職員の知識向上及び継承に務めます。</p>
--

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	給水先事業所への工業用水の安定供給のため、適切な維持管理を行い施設の長寿命化を図ります。施設の更新にあたっては、重要度、優先順位を勘案しながら投資を行います。
-----	---

※計画期間内に実施する主な投資の内容

年度	施設名	工事内容	概算費用(税抜)
令和8年度	小仁宇河川取水施設	河川取水場1号取水ポンプ取替え工事	20,526 千円
令和8年度	仁宇井戸取水施設	第1・第2取水ポンプ及び送水ポンプ、各種弁類	28,222 千円
令和9年度		送水ポンプ盤及び各種計器類、ケーブル、専用線	38,416 千円
令和10年度		取水ポンプ盤及び取水ポンプ用積算体積計	13,431 千円
令和11年度		計装盤、取引用計器盤及び電灯分電盤	7,820 千円

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	工業用水の安定供給と持続可能な収益基盤の確立を図り、健全な経営を推進します。
-----	--

料金については、「2. 将来の事業環境(2) 料金収入の見通し」で示したとおり、老朽化に伴う施設更新費用の増加が見込まれるものの、当面は現行の料金水準を維持する方針としております。今後は、経営の効率化や維持管理コストの縮減、計画的な設備更新による投資の平準化などに取り組むことで、給水先事業所に新たな負担を求めることなく、安定した事業運営の確保を図ります。地方債については、設備更新に伴う償還負担が経営を圧迫しないよう、更新計画の適正化を進めるとともに、自主財源を中心とした健全な財政運営に努めます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費(委託料、修繕費、動力日、人件費など)の積算の考え方等については次のとおりです。		
動	力	費
修	繕	費
材	料	費
そ	の	他

○動力費 : 直近値を採用しました。  
 ○通信運搬費 : 直近値を採用しました。  
 ○近3年平均値 : 直近3年の平均値を採用しました。  
 ○過去費用計上がないため、考慮しないものとししました。  
 ○職員給与費 : 専任職員を配置していないため、考慮しないものとししました。  
 ○備消耗品費 : 直近3年の平均値を採用しました。  
 ○委託料 : 直近3年の平均値を採用しました。  
 ○借地料 : 直近3年の平均値を採用しました。  
 ○受水費 : 直近3年の平均値を採用しました。  
 ○負担金 : 直近3年の平均値を採用しました。  
 ○雑費 : 直近3年の平均値を採用しました。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資についての検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	現在検討しておりません。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	契約水量を供給可能な能力を維持する必要があるため、現在の有収率は100%を維持しているため検討しておりません。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	那賀町工業用水道事業は、現在必要最小限の設備で運営しており、スペックダウンは検討しておりません。
施設・設備の長寿命化等の 投資の平準化	更新計画に沿って、設備の重要度を考慮し投資の平準化を行います。
施設の共用化	現在検討しておりません。
その他の取組	特にありません。

② 財源についての検討状況等

料	金	給水先事業所に過度な負担を強いることのないよう経営の効率化に努め、安定経営を図り、現在の料金体系を維持します。	
企	業	債	設備更新に伴う地方債の償還により、経営が圧迫することのないよう設備更新を計画的に行い、自主財源でまかなえるよう健全な経営に努めます。
繰	入	金	設備更新に伴う新規借入及び借入金の償還により、経営が圧迫することのないよう設備更新を計画的に行い、自主財源でまかなえるよう健全な経営に努めます。
資産の有効活用等(*)による 収入増加の取組			特にありません。
その他の取組			特にありません。

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委	託	料	直営で対応可能なものについては担当職員が対応し、また委託での対応が効果的な場合には民間委託を行うなど、効率的に業務を遂行し委託料の低減に努めます。		
修	繕	費	直営で対応可能なものについては担当職員が対応し、また修繕での対応が効果的な場合には民間委託を行うなど、効率的に業務を遂行し修繕費の低減に努めます。		
動	力	費	効率的に設備の運転管理を行い、動力費の低減に努めます。		
職	員	給	与	費	特にありません。
その他の取組					特にありません。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項	将来にわたり安定的に事業を継続していくため、PDCAサイクルの考えに基づき、投資・財政計画の達成状況について毎年度進捗管理を実施し、計画と実績の乖離を検証するとともに、必要な対策を適時講じます。 前計画期間における事後検証の結果、効率的な事業運営の取組により収支は概ね計画どおりに推移しており、経営は安定的に推移していることを確認しております。一方で、施設・設備の老朽化が進行し、今後は更新需要の増加が見込まれる状況にあることから、安定給水を将来にわたり維持するため、本計画の更新を行うこととしました。 今後は、更新投資の必要性と優先度を精査した上で、可能な限り自主財源を活用した事業運営を基本とするともに、企業債及び地方債の活用は必要最小限にとどめ、将来負担を抑制した健全な財政運営の確保に努めます。
-------------------------	---



## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

区 分		年 度											
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
資本的収入	1. 企業債												
	うち資本費平準化債												
	2. 他会計出資金	9,000											
	3. 他会計補助金												
	4. 他会計負担金												
	5. 他会計借入金		15,000							36,248	38,416	13,431	7,820
	6. 国(都道府県)補助金												
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金												
	9. その他												
	計 (A)	9,000	15,000							36,248	38,416	13,431	7,820
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)	9,000	15,000							36,248	38,416	13,431	7,820
	資本的支出	1. 建設改良費	8,660	15,840					9,823	18,260	48,747	38,416	13,431
うち職員給与費													
2. 企業債償還金		10,422	10,635	10,853	11,075	11,301	11,532	11,768	12,008	12,254	12,504	12,760	13,020
3. 他会計長期借入返還金		4,320	4,320	4,320	7,320	7,320	7,320	7,320	7,320				
4. 他会計への支出金													
5. その他													
計 (D)	23,402	30,795	15,173	18,395	18,621	18,852	28,911	37,588	61,001	50,920	26,191	20,840	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	14,402	15,795	15,173	18,395	18,621	18,852	28,911	37,588	24,753	12,504	12,760	13,020	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	14,402	15,795	15,173	18,395	18,621	18,852	28,911	37,588	24,753	12,504	12,760	13,020
	2. 利益剰余金処分額												
	3. 繰越工事資金												
	4. その他												
計 (F)	14,402	15,795	15,173	18,395	18,621	18,852	28,911	37,588	24,753	12,504	12,760	13,020	
補填財源不足額 (E)-(F)													
他会計借入金残高 (G)	30,240	40,920	36,600	29,280	21,960	14,640	7,320		36,248	74,664	88,095	95,915	
企業債残高 (H)	143,370	132,735	121,882	110,807	99,506	87,974	76,206	64,198	51,944	39,440	26,680	13,660	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度											
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
収益的収支分	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金												
	資本的収支分	9,000	15,000							36,248	38,416	13,431	7,820
資本的収支分	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金	9,000	15,000							36,248	38,416	13,431	7,820
合 計	9,000	15,000								36,248	38,416	13,431	7,820